

加西市子ども読書活動推進計画 (第三次)



令和3年3月
加西市教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の経過と目的…………… 1
- 2 計画の位置づけ…………… 2
- 3 基本方針…………… 2
- 4 計画の期間…………… 3

第2章 第二次推進計画の成果と課題

- 1 家庭・地域・学校を通じて子どもが読書に親しむ機会の提供と充実…………… 4
- 2 子どもの読書環境の整備・充実…………… 8
- 3 子どもの読書活動に関する連携・協力の推進…………… 12

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

- 1 発達段階に応じた読書活動の推進…………… 13
- 2 家庭における読書活動の推進…………… 14
- 3 地域における読書活動の推進…………… 15
 - 3-1 市立図書館における読書活動の推進…………… 15
 - 3-2 公民館、子育てひろば等における読書活動の推進…………… 17
- 4 学校等における読書活動の推進…………… 18
 - 4-1 こども園等における読書活動の推進…………… 18
 - 4-2 小・中学校等における読書活動の推進…………… 19

資料編

- 読書に関するアンケート調査（幼保・つどいの広場）…………… 21
- 読書に関するアンケート調査（小・中学校）…………… 25
- 子どもの読書活動の推進に関する法律…………… 32

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の経過と目的

「子どもの読書活動」は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造性を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです（「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号第2条））。

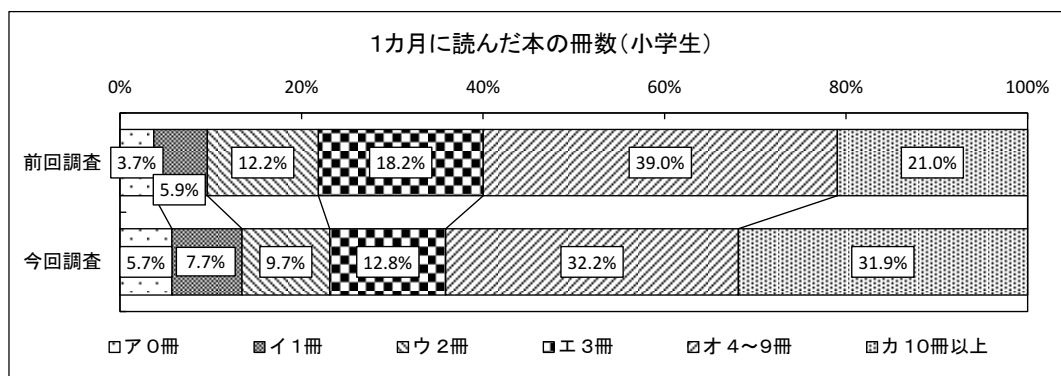
国では、平成30年4月に第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に関する基本方針と具体的方策を明文化しています。

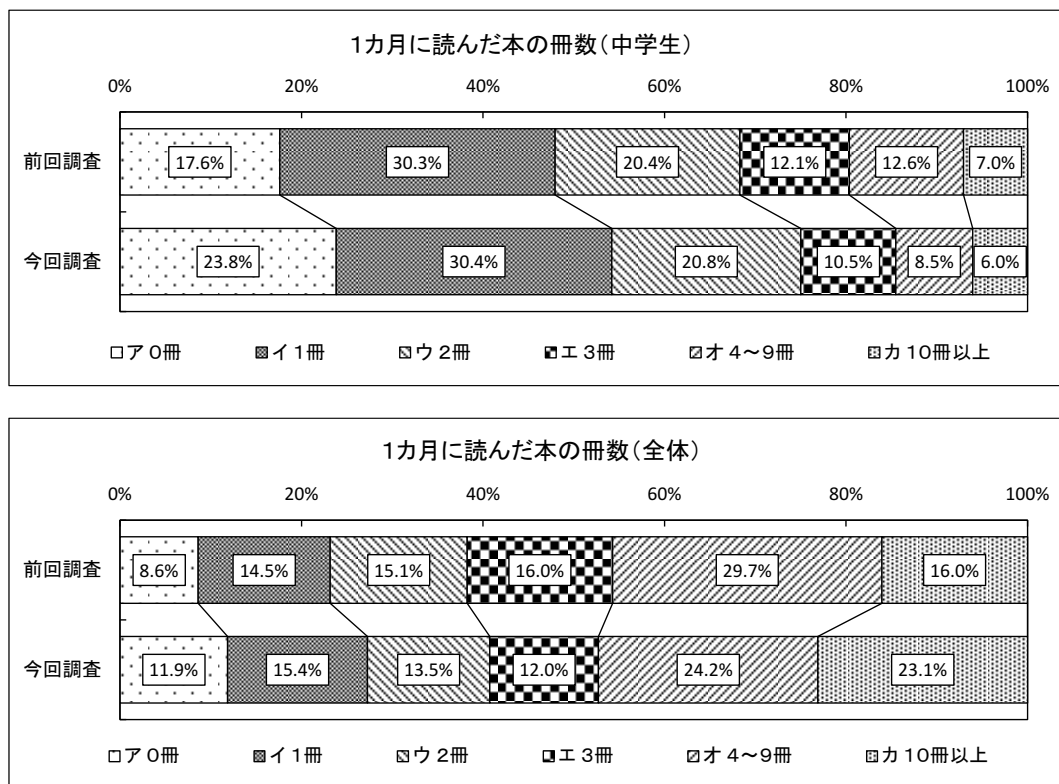
兵庫県では、令和2年3月に「ひょうご子どもの読書活動推進計画（第4次）」を策定し、推進計画の基本的な考え方や、子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化を踏まえた様々な推進のための取組を策定しています。

加西市においても、平成18年度に「加西市こどもの読書推進計画」を策定し、市内の子ども達の読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示しました。さらに平成27年5月には、これまでの成果や課題を検証し、「加西市子ども読書活動推進計画（第二次）」を定めました。

令和元年12月には、市内全園児・全小中児童生徒・子育てひろば（ほくぶキッズ、ぜんぼうキッズ）を対象に読書に関するアンケート調査を実施。また、市内全小・中・特別支援学校を対象に学校図書館の状況を調査しました。

その結果、1カ月の読書冊数について、小学生では4冊～9冊が一番多く、次に10冊以上が続き、4冊以上（10冊以上含む。以下同じ。）読んだ人は全体の64.1%となり、平成26年度調査（以下「前回調査」という。）の60.0%から増加しています。しかし、中学生では、4冊以上読んだ人は14.5%と、19.6%（前回調査）から減少しました。また、1冊も本を読まなかったと答えた小学生の割合は5.7%、中学生においては、23.8%という結果が出ており、それぞれ前回調査の3.7%と17.6%から増加しています。





これら国・県の動向、前計画の成果と課題や調査結果等を踏まえ、引き続き子どもの読書活動を推進していくため、「加西市子ども読書活動推進計画（第三次）」を策定しました。加西市の子ども達の本への関心が高まり、読書習慣が定着することにより、自立した豊かな心を育むことができるよう、家庭・地域・学校が連携し、積極的に子どもの読書活動の推進に取り組んでいきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき作成する計画です。「加西市総合計画」「加西市教育振興基本計画」等、他計画との整合を図ります。

3 基本方針

子どもの読書活動の推進に関して、国の第四次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」で計画改正の主なポイントとして、

- ① 読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進
- ② 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実
- ③ 情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析

の3項目が示されました。

また、兵庫県の「ひょうご子どもの読書活動推進計画」（第4次）では、「読書を通じて、豊かな心を育む～本への関心を高め、読書習慣の定着を図る～」の基本方針の下、

- ① 子どもの発達段階に応じた“本に会い、触れる機会の充実”
- ② 子どもの読書活動を支える人材育成及び環境整備
- ③ 新しい時代への対応
 - ・ I C T¹技術の進展や出版形態の多様化に伴う読書環境の変化への対応
 - ・ 子どもが集まる図書館づくりへの移行の促進、 I C T環境への対応

の3項目が取組の方向性とされました。

本市では、このような国の基本的な計画や兵庫県の計画推進の取組等を基に、前計画の進捗状況や本市の実情等を踏まえながら、「子どもの本への関心を高め、読書習慣を定着させることにより、自立した豊かな心を育む」ために、次のように基本方針を定めます。

- ① 子どもの発達段階に応じた本との出会いや読書に親しむ環境づくり
- ② 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進
- ③ I C T技術の進展による情報環境への対応

4 計画の期間

令和3年度から概ね5年間とします。ただし、社会経済情勢の変化や法改正の状況など、必要に応じて見直します。



図書館キッズコーナー

1 I C T : 「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

第2章 第二次推進計画の成果と課題

1 家庭・地域・学校を通じて子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもが自主的に読書を行うには、乳幼児期から家庭で絵本を通して親子でふれあう環境づくりが大切です。本市では、出生届提出時に、ブックスタート²に適した本の紹介冊子「あかちゃんといっしょ」を配布しています。また、平成29年4月からは、1歳6ヶ月健診の受診者に図書館推薦の絵本2冊を無料配布する「すこやか絵本事業」を実施しています。

この度の「読書に関するアンケート調査（幼保・つどいの広場）」の結果によると、絵本をプレゼントされた家庭では97.7%が読み聞かせに利用し、これを機会に本に興味を持った子どもも93.8%と、読書に親しむきっかけ作りへの効果が出ています（23ページ参照）。

また、「子どもは絵本が好きである」と答えた保護者は86.8%あり、保護者の94.5%が「子どもにとって読み聞かせは大切である」と考えています（21、22ページ参照）。その一方で、子どもになかなか読み聞かせができず、図書館に行く時間がなく、行くのが面倒だと思っている保護者の姿もアンケート結果から把握できます（24ページ参照）。

今後、このような保護者にどのようにして図書館に足を運んでもらえるかが課題です。

(2) 学校等における子どもの読書活動の推進

加西市では、親子で子どもの「こころ・からだ・まなび」を育てていくために、「親子でつくろう！加西っ子の生活習慣“あ・い・う・え・お”」運動を呼びかけています。その中で、読書は、ものの見方や感じ方・考え方を深め、豊かな感性や思いやりの心を育てるものであることや、子どもが本に親しみ読書習慣をつけるために、親子で読書をする時間を設けることを勧めています。

小学校では、朝読書を多くの学校で実施しており、読書月間、読書週間を設定するなど、読書に対する積極的な活動を行っています。また、読書啓発として、教諭やボランティアによる読み聞かせや、図書館スタッフによるブックトーク³等、学校ごとに特色ある活動を行っています。

中学校では、1年生を対象にボランティアによるブックトークを実施しており、その際に市立図書館から本の貸出を行うなど、学校と図書館の連携を図っています。

2 ブックスタート：赤ちゃんと保護者に絵本の大切さを伝え、絵本を手渡し、心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動。

3 ブックトーク：1つのテーマに沿って、数冊の本を選んで順序良く組み立て、本を紹介すること。ブックトークの目的は「その本の内容を教えること」ではなく、「その本の面白さを伝えること」または「聞き手にその本を読んでもみたいという気持ちを起こさせること」である。

(3) 幼保施設における子どもの読書活動の推進

市内各こども園、保育園において、各クラスで一日1冊の絵本の読み聞かせを実施しています。家庭での絵本の読み聞かせの大切さの推奨を含めて、園で1週間「親子絵本の貸出」を実施しています。また、四季折々の行事や伝承文化について、イメージを膨らませることができるように、随時、絵本、紙芝居などを活用しています。

市立図書館からの絵本キャラバンにより、絵本の読み聞かせやペープサート⁴、パネルシアター⁵、団体貸出等、園児たちが絵本に興味を抱くよう催しを実施しています。

(4) 市立図書館における子どもの読書活動の推進

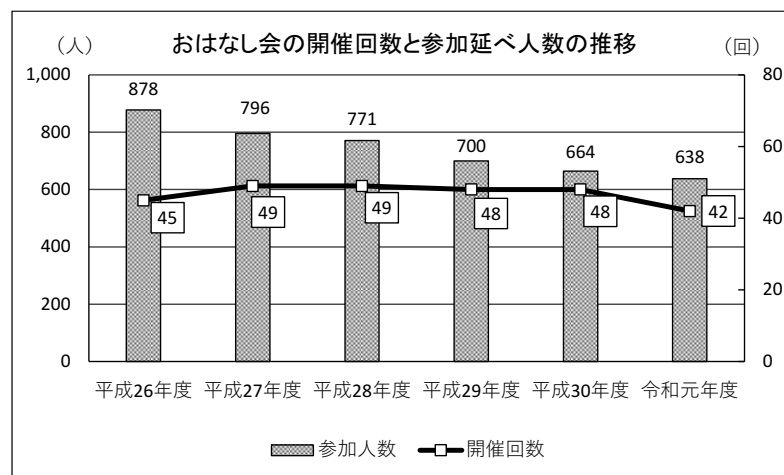
ア 図書館での活動

「おはなし会⁶」や「えほんのひろば⁷」、子ども向けのイベント等を実施し、絵本の楽しさが子どもや保護者に伝わるように取り組んできました。また、図書館見学に訪れる児童・園児たちに、読み聞かせを実施し、本への興味・関心に繋げています。

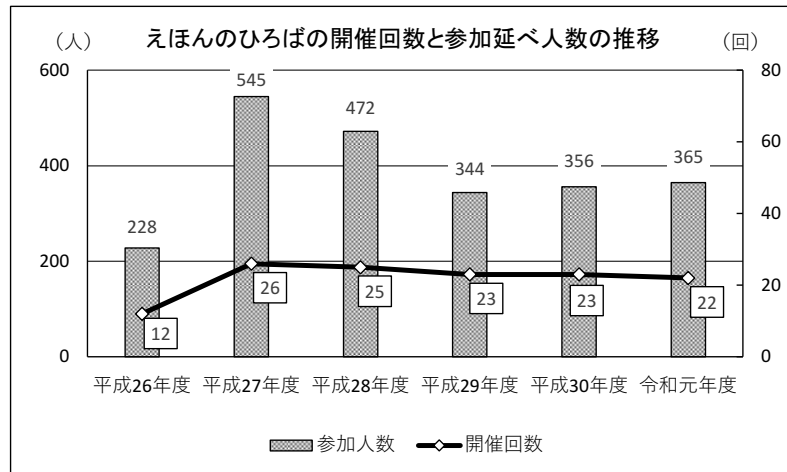


図書館見学

「おはなし会」「えほんのひろば」への参加状況は定着してきていますが、少子化の影響も考えられ参加者は漸減しています。もっと保護者に周知する必要があります。



- ペープサート：紙に人物などを描いて切り抜いたものに棒を付け、背景の前で動かして演じる人形劇。
- パネルシアター：パネル布を貼ったボードを舞台に、不織布で作った絵人形を貼ったり外したりして演じること。
- おはなし会：毎週土曜日に開催。幼児から小学校低学年向けにボランティアと図書館スタッフとの協働により開催。
- えほんのひろば：第2・3木曜日に開催。乳幼児親子を対象にしたおはなし会。



※「えほんのひろば」は、平成 25 年度から開始し平成 26 年度までは月 1 回実施、平成 27 年度より月 2 回実施。

イ 学校図書館コーディネート事業

(7) 出前講座

小・中学校、幼保施設に向いて、ブックトークやおはなし会を行います。同時にテーマに関連した図書館の本を持って行き、貸出します。ブックトークで本を紹介されることで、本に関心を持ち、手に取るきっかけになります。

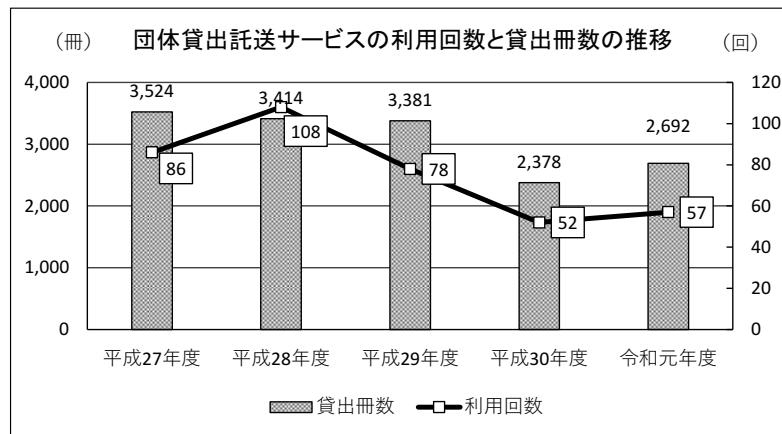


小学校での出前講座

このような場を設けることで、本の貸出に繋がり、図書館を身近に感じてもらえます。しかし、出前講座を利用する学校（教諭）に偏りがあり、まだまだ学校（教諭）に周知する必要があります。

(イ) 団体貸出託送サービス

市内の各学校園から依頼を受けて貸出を行う託送サービスを平成 27 年 4 月から実施しています。貸出期間 1 カ月間、貸出冊数 100 冊まで利用できます。小学校では单元ごとの調べ学習によく利用されています。近年は、学校図書館に図書購入費の予算措置があり、蔵書数が増加してきているため、利用回数が減少傾向ですが、学校図書館にない本を市立図書館から借りることができるので学校からは好評です。



(ウ) 巡回図書サービス

平成 25 年 9 月から市内 4 中学校へ、学期ごとに 100 冊ずつ市立図書館の本を託送するサービスを実施しています。学校にない本が届くため、生徒が借りることができる本の選択肢が増えます。しかし、学校図書館の開館時間に制限があるため、いかに多くの生徒に手に取ってもらえるかが課題です。

(エ) 学校図書館に関する相談及び整理

学校からの依頼により、学校図書館の本の廃棄作業、排架を実施しています。学校と相談しながら、児童や生徒が利用しやすい図書のレイアウトを進めてきました。ほとんどの学校で図書整理が終わり、今後はどれだけ維持・管理していけるかが課題です。



学校図書館の図書整理

2 子どもの読書環境の整備・充実

(1) 市立図書館児童図書の充実

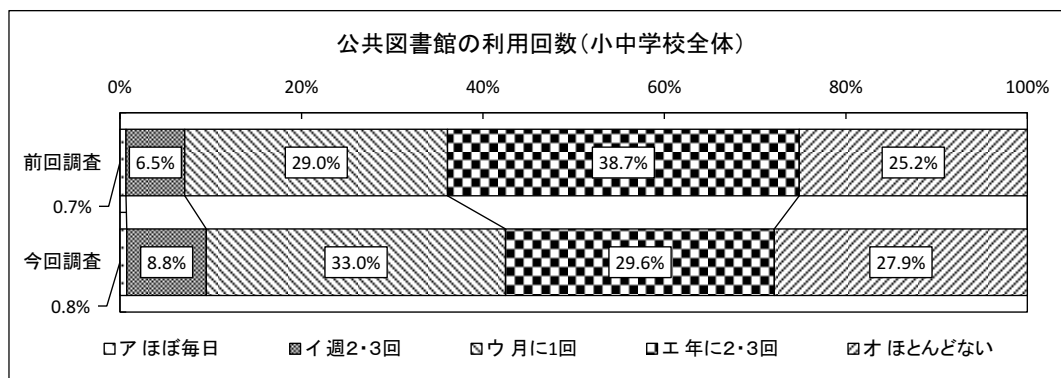
市立図書館では、子どもたちに多くの本を読んでもらえるように、絵本・児童書の収集に力を入れています。児童書の蔵書数は年々増加し、それに合わせて児童書の貸出総数も増加しています。

また、蔵書数のうち児童図書の占める割合に比べ、児童図書の貸出率は高くなっています。

【市立図書館の蔵書数・児童書数及び貸出数の推移】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
蔵書総数(A)	184,052	190,148	199,858	208,928	217,845	225,103
児童書蔵書数(B)	53,805	54,898	57,571	59,757	62,344	64,793
内、調べ学習関係	12,463	12,877	13,546	14,062	14,631	15,131
貸出総数(C)	394,367	417,613	403,815	421,896	431,165	428,376
児童書貸出総数(D)	158,188	172,334	167,570	172,621	177,131	176,515
内団体貸出数	9,566	12,430	12,686	13,595	12,720	14,040
蔵書数のうち児童図書の占める割合(B/A)	29.2%	28.9%	28.8%	28.6%	28.6%	28.8%
貸出総数のうち児童図書の占める割合(D/C)	40.1%	41.3%	41.5%	40.9%	41.1%	41.2%

「読書に関するアンケート調査（小・中学校）」の結果から、月に1回以上定期的に公共図書館を利用している児童・生徒は、前回調査では36.2%でしたが、今回調査では42.6%に増加しています。この結果からも蔵書充実の効果が現れています。



(2) 市立図書館蔵書検索の充実

利用者用蔵書検索パソコン（OPAC）を7台、利用者用インターネット閲覧パソコンを4台設置し、様々なデータの検索や調べ学習の情報提供に努めています。また、自宅のパソコンやスマートフォンでホームページから蔵書検索等ができるようになっており、簡単・手軽に図書館資料を確認・予約できます。

(3) 市立図書館職員等を対象とした研修の充実

図書館職員の質の向上を目指し、県立図書館主催による新任研修、レファレンス⁸研修、ブロック別研修に参加。その他図書館に関する研修に順次参加しています。

また、平成26年度・27年度には他図書館に職員を派遣し合い、近隣図書館の運営について学ぶ実地研修を行いました。

(4) 障害のある子どもに対する市立図書館図書・施設の充実

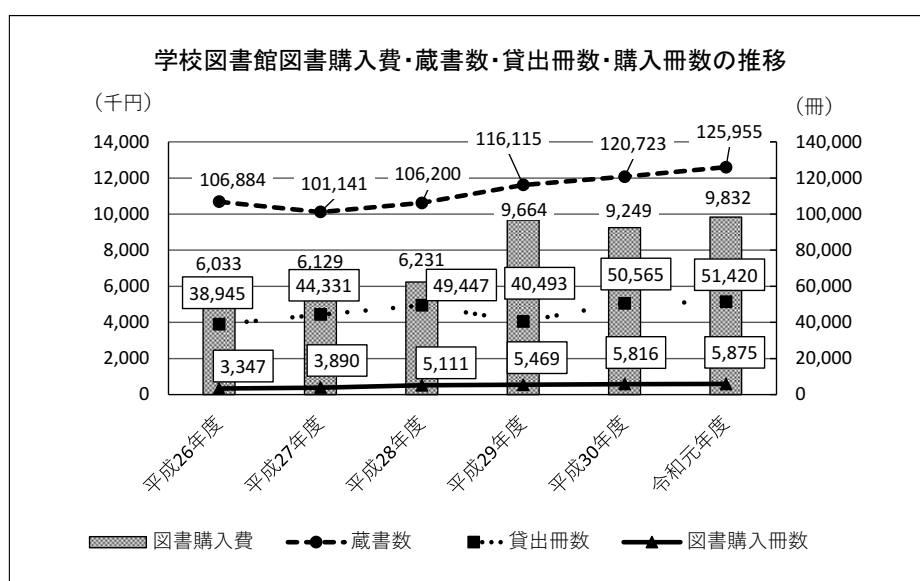
令和元年度末現在、さわる絵本が12冊、子ども向けの録音図書が数点あります。今後は、子ども向けの録音図書等、資料を増やしていく予定です。

施設内には、車いす、エレベーター、多目的トイレを設置しています。

(5) 学校図書館資料の充実

平成28年度以降、市内小・中・特別支援学校の図書購入予算が増額されたことにより、図書購入費及び購入冊数は増加しています。

それに合わせて、学校図書館の不用本（古くなったり、傷んだりした本）を廃棄したため、蔵書数全体で、漸増になっています。

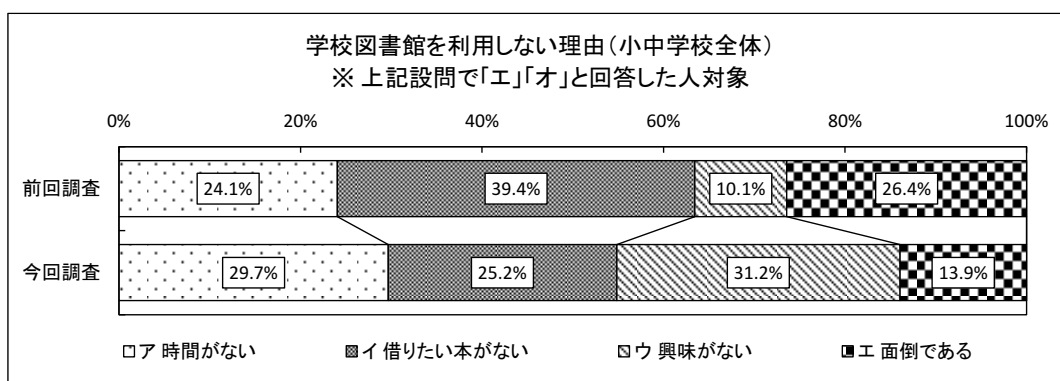
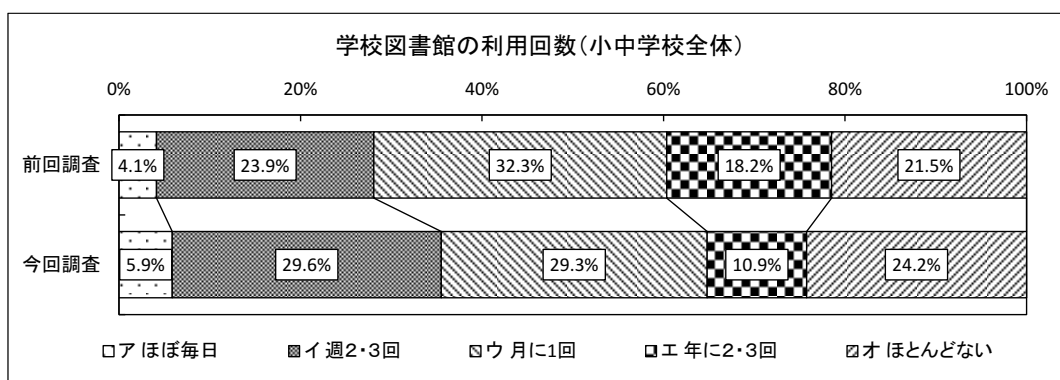


8 レファレンス：図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答すること。

また、「読書に関するアンケート調査（小・中学校）」によると、学校図書館を「ほぼ毎日～週2・3回利用する」と回答した児童・生徒は、前回調査では約28.0%でしたが、今回の調査では約35.5%と増加しています。そして、「ほとんどない～年に2・3回」を選択した児童・生徒の理由をしてみると、「時間がない」「借りたい本がない」と回答した児童・生徒は、それぞれ前回は24.1%と39.4%、今回は29.7%と25.2%になっています。

これらの結果から、学校図書館を利用する児童・生徒が増え、借りたい本がないという児童・生徒は減少しており、貸出冊数も漸増しています。

しかし、時間がないため学校図書館を利用できないという児童・生徒が増加しており、学校図書館を利用しやすい環境づくりが必要です。



なお、学校図書館図書標準⁹（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長通知）の達成状況は、平成25年度末で小学校128.3%、中学校74.6%でしたが、令和元年度末で小学校107.9%、中学校73.2%となっています。これは不用本を廃棄したことによるものです。

(6) 学校図書館の情報化

市内小・中・特別支援学校において、蔵書検索システム等を導入しているのは、平成25年度では16校中3校でした。令和元年度では5校でまだまだ少なく、さらには学校

9 学校図書館図書標準：公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定めたもの。例えば、小学校で18学級の場合10,360冊、中学校で15学級の場合12,160冊等。

単独でのシステムにとどまっています。

(7) 学校図書館の活用を充実するための人的配置の推進

令和元年度末で、司書教諭¹⁰配置校 5校、図書担当者配置校 11校になっています。

(8) 学校図書館担当者（司書教諭含む）を対象とした研修の充実

学校図書館担当者が、より良い読書環境を提供できるように、研修を行っています。市内研修では、4月に担当者会を開き、各校の読書推進の状況についての意見交換を行い、年間の研修計画や読書推進に係る取組を協議しています。また、播磨東地区及び兵庫県学校図書館協議会の開催する研究会に参加し、他市町の先進的な実践例を学び、加西市の子ども達の読書活動がさらに充実するよう研究に努めています。

(9) 学校関係者の意識高揚

加西市では、12学級以上の学校において司書教諭を配置しています。司書教諭が中核となり、学校図書館の機能の充実や子ども達の発達段階、興味・関心に合わせた図書の選定を行っています。また、より効果的な読書活動が展開できるよう、司書教諭と学級担任・教科担当等が連携することによって、各校で読書活動が息づくよう、教員相互の意識高揚を図っています。

(10) 公民館図書コーナーの充実

前回の推進計画では、公民館に併設されている図書コーナーを充実し、市立図書館の「分館」としての役割を検討しましたが、公民館に図書館システムを導入する費用や人員体制を鑑みて、市立図書館にて蔵書を一括管理することとしました。

10 司書教諭：学校図書館の運営・活用についての職務（図書資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等）を行う教諭のこと。司書教諭講習を修了した教諭の中から発令し、12学級以上の学校に置かなければならないこととされている。

3 子どもの読書活動に関する連携・協力の推進

(1) 家庭・地域との連携による読書活動の推進

前述したように、「すこやか絵本事業」でプレゼントされた絵本は、97.7%が読み聞かせに利用されており、保護者の94.5%が「子どもにとって読み聞かせは大切である」と考えています。図書館についても、41.6%の方が週1回以上利用されています。(24ページ参照)

しかし、「時間がない」「行くのが面倒」などの理由で、なかなか図書館を利用できない方も多くいます。

忙しくても「時間を作ってでも行きたい」と思われる図書館になる必要があります。

また、子ども達の読書活動を充実させるには、学校と家庭・地域との連携は欠かせません。学校では、読書活動のねらいや様子を「学校だより」「学年だより」「学級だより」などを通じて紹介しています。また、教育委員会からは家庭や地域でも子どもと一緒に読書ができる機会が広がるようにパンフレット等で啓発しています。家庭や地域における読書の習慣が、確かな学力と豊かな心の育成に繋がると考えます。

(2) 図書館における情報提供・啓発活動

市立図書館からの情報発信の手段として、図書館ホームページやSNS¹¹、市広報でイベント等の情報を発信しています。また、図書館内や学校・幼保施設等、市内公共施設にポスター・チラシを配布しています。県内の図書館にも、各イベント等の情報提供を行っています。

(3) 「子ども読書の日」等における事業の実施

「子ども読書の日」(4月23日)にちなみ、4月23日～5月12日までは、「こどもの読書週間」と定められています。この「こどもの読書週間」と10月27日～11月9日の「読書週間」には、「おはなし会」をはじめ「図書館まつり」等の多種のイベントを実施し、子ども達に本の楽しさを知ってもらえるよう読書活動の推進に努めています。

(4) 学校と図書館間の託送サービス、出前講座の構築

市立図書館から市内中学校へ、学期ごとに図書の託送サービスを実施。小学校・幼保施設から依頼があれば、出前講座(ブックトーク、おはなし会等)を実施しています。また、小・中学校の学校図書館に関する相談に乗ったり、古くなった本の整理のお手伝いをしたりしています。

¹¹ SNS : SNSとは、Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略で、Twitter (ツイッター)、Facebook (フェイスブック)、Line (ライン) や Instagram (インスタグラム) など、インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用のWebサービスの総称。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

1 発達段階に応じた読書活動の推進

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要です。子どもの発達段階に応じて、読書の楽しさを知るきっかけづくり、本と身近にふれあうことのできる環境づくりに努めます。

(1) 乳幼児期の読書活動の推進

ア 発達段階

こども園、保育所等の時期（概ね6歳頃まで）

イ 特徴

周りの大人から言葉を掛けてもらったり、乳幼児なりの言葉を大人に聞いてもらったりしながら、様々な体験を通して言葉を次第に獲得していきます。また、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて、大人との信頼関係を深め、温かなつながりや安心感、情緒の安定につながり、お話の世界を楽しみ豊かな感性を育むようになります。

ウ 主な取組例

すこやか絵本事業（ブックスタート本の配布）、えほんのひろば、おはなし会、公立こども園への巡回図書サービス

(2) 小学生の読書活動の推進

ア 発達段階

小学生の時期（概ね6歳～12歳まで）

イ 特徴

- ・低学年・・・本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになります。
- ・中学年・・・最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始めます。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むことができるようになります。
- ・高学年・・・本を選択し、その良さを味わうことができるようになることで、好みの本の傾向が現れる反面、選ぶ本に偏りがでることで読書の幅が広がらなくなる子どもが出てくる場合もあります。

ウ 主な取組例

朝読書、読み聞かせ、おはなし会、ブックトーク、学校への団体貸出託送サービス、図書館見学

(3) 中学生の読書活動の推進

ア 発達段階

中学生の時期（概ね12歳～15歳まで）

イ 特徴

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになります。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになります。

ウ 主な取組例

朝読書、N I E¹²、ブックトーク、おはなし会、巡回図書サービス

2 家庭における読書活動の推進

就学前の乳幼児期は、本と初めて出会う時期で、特に家庭においては、親子のふれあいやコミュニケーションを図るツールとなります。

特に、この時期の絵本の読み聞かせにより、自分の経験と結び付け、想像を膨らませる楽しさや、家族に読んでもらう心地よさを味わいながら、自分でも読んでみたいという意欲が高まることで、本に関心を持ち、楽しむ習慣に繋がります。

しかし、小中学生の家庭では、スマートフォンやゲーム、インターネット等の情報メディアの発展・多様化の影響により、読書離れが進む傾向が見られます。

また、読書を「ほとんどしない」乳幼児の保護者の方は39.3%、小中学生の保護者の方は42.9%となっています（21、30ページ参照）。

このため、家庭において「読み聞かせをする」「子どもと一緒に本を読む」「図書館に行く」等、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要です。また、定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書を習慣付けたり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりして、読書に対する関心や興味を引き出すよう子どもに働きかけることが望まれます。

そして、子どもの発達段階に応じた読書活動は、保護者にとっても、子どもにとっても、人間同士の信頼関係を培い、心豊かな人間性、教養、生きる力を育む役割を果たします。これらのことから、読書活動を日々の生活の中で習慣化していくことの意義を理解してもらうことが必要です。

【具体的な取組】

(1) 家庭における実践

ア 保護者による絵本や物語の読み聞かせ

イ 「家読¹³（うちどく）」の実施

12 N I E：「Newspaper In Education」の略で、授業や学級活動などで新聞を教材として活用すること。

13 家読：家庭において子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆を深める活動。

- ウ 家族での公立図書館等の活用
- エ 保護者（大人）自身が読書する機会の充実
- オ N I E の活用
 - ・新聞を活用した活字に触れる機会の充実

(2) 市から家庭への支援

- ア ブックスタート等の実施（乳幼児期の読書活動のきっかけ作り）
 - (ア) 出生届時におすすめ本の紹介冊子配布
 - (イ) 乳幼児健診での絵本の配布（すこやか絵本事業）
- イ 保護者の意識啓発のためのイベントや講座の開催
 - (ア) 保護者と子どもが本に触れる機会の提供（講演会やイベントの開催）
 - (イ) 読書の重要性の理解を促すための講座の実施（絵本講座）

3 地域における読書活動の推進

3-1 市立図書館における読書活動の推進

子どもにとって図書館は、数多い蔵書の中から読みたい本を選び、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選んだり、子どもの読書について情報を得たりすることができる場所です。

図書館は、子どもやその保護者を対象にしたおはなし会、講座、展示、イベント等を開催しています。また、ボランティア団体の活動の機会・場所を提供し、ボランティア育成のため読み聞かせや絵本の紹介に関する講演会を開催しています。

このように、図書館は地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

前述しましたが、市立図書館では絵本・児童書の収集に力を入れており、令和元年度の蔵書数は、225,103冊、うち児童書数は、64,793冊で全体の28.8%になり、児童書の貸出冊数は年間176,515冊と貸出総数の41.2%になります。

また、平成27年度から開始した学校図書館コーディネート事業では、市内小中学校へ出向き、ブックトークやおはなし会、本の託送サービスを実施しています。学校からの依頼により、学校図書館の本の廃棄作業や排架の相談にも乗っています。

今後も、さらに学校との連携・協力を進め、子ども達によりよい読書環境を提供できるよう努めます。

【具体的な取組】

(1) 図書館における取組

- ア 本や図書館への関心を高めるための情報の発信及びイベント等を開催します。
 - (ア) 広報誌やホームページを活用した読書活動の啓発、イベントの周知

- (イ) 定期的なおはなし会、図書館まつり、季節や時期に合ったイベント等の開催
 - (ウ) こども園、小学校等からの図書館見学の受け入れ
 - (エ) トライやる・ウィーク¹⁴やインターンシップ、図書館お仕事体験等、職場体験の受け入れ
 - (オ) 読書手帳¹⁵の配布
 - (カ) 保護者やボランティア対象に絵本の読み聞かせ等の講演会を実施
- イ 年代別に図書資料を排架することにより、利用者が本を探しやすくなります。
- (ア) 乳幼児・・・対象年齢ごとに絵本を排架（0・1・2歳児コーナー）
 - (イ) 小学生・・・教科書に載っている本の紹介コーナーの設置
 - (ウ) 中学生・高校生・・・ヤングアダルトコーナー¹⁶の設置
- ウ 図書館の情報化を推進します。
- (ア) 利用者閲覧用パソコン4台、オンライン閲覧目録（OPAC）7台を設置
 - (イ) ホームページ上での図書館蔵書検索サービスの提供
 - (ウ) 業務の自動化・効率化を推進し、利用者サービスの向上を図るためのICタグシステム（自動貸出機・返却機、蔵書点検機等）の導入
 - (エ) 電子書籍貸出サービスやデジタルアーカイブ等の電子図書館に関する調査・研究
- エ 公立図書館との相互貸借¹⁷を実施します。
- ・ 県内公立図書館と蔵書の相互利用を行うことによる利便性の向上
 - ・ 北播磨圏域図書館間で、図書等のリクエストサービス及び館外返却サービスを実施
- オ 図書館職員の研修を充実します。
- ・ 県立図書館主催の新任研修、レファレンス研修、ブロック別研修に参加。その他図書館に関する研修に参加

(2) 学校・学校図書館との連携・協力

- ア 出前講座（ブックトーク、おはなし会等）を実施します。
- ・ こども園、小・中学校等に出向いて、ブックトーク、おはなし会、ペープサート等を実施
- イ 団体貸出託送サービスを実施します。
- ・ こども園、小・中学校からの依頼により、テーマにあった図書資料を選書し、配達

14 トライやる・ウィーク：中学2年生を対象に、働くことの意義、楽しさを実感したり、社会の一員としての自覚を高めることを目的として、地域で職場体験、福祉体験、勤労生産活動などを実施している。

15 読書手帳：借りた本の記録をシールにプリントし、読書手帳に貼ることにより、読んだ本を記録することができる。手帳に読んだ本を手書きすることも可能。

16 ヤングアダルトコーナー：中高生向けの図書を集めた図書コーナー。

17 相互貸借：図書館同士で資料の貸借を行うこと。

- ウ 巡回図書サービスを実施します。
 - ・ 市内中学校へ、学期ごとに 100 冊ずつ市立図書館の本を託送するサービスです。令和 2 年 5 月から、市内公立こども園にも、2 ヶ月に 1 回 50 冊ずつの本の託送サービスを実施
- エ 学校図書館に関する相談、整理をお手伝いします。
 - ・ 市内小・中学校及び公立こども園の学校図書館や図書コーナーに関する相談・整理の実施

(3) 障害のある子ども等の読書活動の推進

- ア 障害のある子どもへの読書活動を推進します。
 - (ア) 車椅子、エレベーター、点字ブロック、多目的トイレ等の施設整備面での配慮
 - (イ) デイジー図書¹⁸、録音図書、点字図書等の充実

3-2 公民館、子育てひろば等における読書活動の推進

子どもの読書活動の推進には、公民館、子育てひろば、学童保育等、就学前や放課後・休日の子どもの居場所において、関係者の支援が欠かせません。読書活動に関し、専門的な知識を持つ者やボランティア等、多様な人々と連携・協力し、子どもの読書活動の機会を提供する取組の実施に努めます。

【具体的な取組】

(1) 公民館における取組

- ア 市立図書館と連携し、善防公民館やオークタウンの図書コーナーに、児童青少年用図書等を排架し、充実を図ります。
- イ 読み聞かせ等のイベントを開催し、保護者や子どもへの本に対する興味・関心につなげます。

(2) 学童保育・子育てひろばにおける取組

- ア 市立図書館の団体貸出を利用し、子ども達に多くの本に触れる機会を提供します。
- イ 読み聞かせボランティアや図書館スタッフによるおはなし会を実施します。

18 デイジー図書：デイジー (DAISY) とは、「Digital Accessible Information System」の略で、視覚障害などで活字の読みが困難な人のために製作されるデジタル録音図書の国際標準規格。視覚障害等により、普通の印刷物を読むことが困難な方々のために、カセットテープに代わるものとして開発された。

4 学校等における読書活動の推進

4-1 こども園等における読書活動の推進

乳幼児期のこどもが絵本の楽しさを知ることができるように、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針等に基づき、年齢、季節、興味・関心等を踏まえ、自由に自分で図書に触れ、選んで見ることができる空間や環境づくりに努めます。また、乳幼児期に絵本に親しませることの重要性に鑑み、お話の世界に浸って遊びながら五感を通して楽しめるように、保育内容を工夫するよう努めます。

【具体的な取組】

(1) 絵本や物語に親しむ活動の充実

- ア 乳幼児が安心して図書に触れることができるスペースを確保します。
 - (ア) 園の共有スペースやクラス内に図書コーナーを設置
 - (イ) 年齢ごとに本を排架
 - (ウ) 興味や関心に沿った図書の配置
- イ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領や保育所保育指針等の理解促進に努めます。
 - (ア) 保育教諭等による絵本や物語、紙芝居等の読み聞かせ
 - (イ) 絵本等に親しむ中で、園児が豊かな言葉や表現を身に付ける

(2) 市立図書館との連携・協力

- ア 市立図書館と連携・協力して、多くの本に出会える機会を増やします。
 - (ア) 団体貸出託送サービスや巡回図書サービスの利用
 - (イ) 図書コーナーに関する相談・整理
- イ 市立図書館スタッフによる読み聞かせや図書館見学を行います。
 - (ア) 図書館スタッフが園に出向き、おはなし会、ペープサート、手遊び等を実施
 - (イ) 図書館において、館内見学や本の貸出を体験

(3) 異年齢間交流の実施

- ア 小・中学生と読書活動を通じた交流を図ります。
 - (ア) トライやる・ウィーク受入れによる中学生との交流、読み聞かせ
 - (イ) こども園と小学校間の連携を図った園児と小学生の共同読書

4-2 小・中学校等における読書活動の推進

学校は、子どもの本への関心を高め、読書習慣の定着を図るために、極めて重要な役割を担っています。学習指導要領においても、言語活動等を充実するとともに、学校図書館を活用し、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することとされています。

これらを踏まえ、学校においては、全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともにそのための環境を整備し、子どもの読書の質を高めていくよう努めます。

【具体的な取組】

(1) 児童生徒の読書習慣の定着に向けた読書指導の充実

ア 子どもの「本への関心を高める」ための工夫・改善をします。

(ア) 図書に触れる機会の確保

- ・一斉読書、読書会、ペア読書¹⁹、ブックトーク、ビブリオバトル²⁰等

(イ) 教科等の学習との連携

- ・読書活動による「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
- ・探究型授業への改善（N I Eの活用）

(ウ) 小中連携の取組

- ・校種間による読書活動についての情報交換
- ・読書活動を通じた児童生徒の交流

(エ) すべての教職員の意識高揚

- ・読書指導、学校図書館の活用等の研修

イ 家庭・地域との連携による読書活動の推進を図ります。

(ア) 地域人材を活用した子どもへの読み聞かせ活動の充実

(イ) 保護者への啓発（読み聞かせ、絵本紹介等）

(ウ) 市立図書館と連携した教職員及び保護者向け講座の実施

19 ペア読書：二人で同じ本を読んで感想や意見を交わすこと。学校教育で読書への関心を高める取組の一つとして行われている。

20 ビブリオバトル：発表者達がおすすめ本を持ち合い、1人5分間で本の紹介をする。発表者と観客が一番読みたくなった本を「チャンプ本」とする。

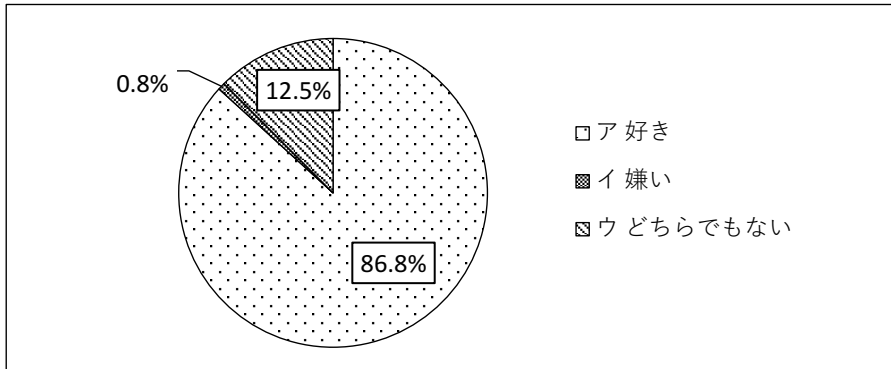
資料編

(1) 調査対象及び回収状況

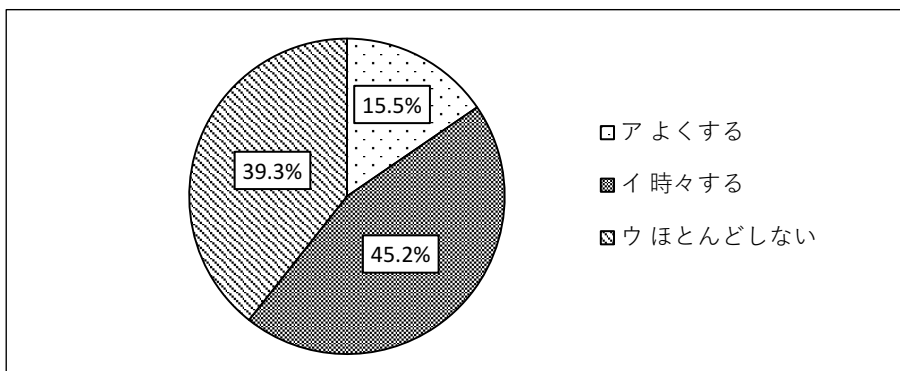
幼保施設の園児の保護者 1,231 人/全体数 1,342 人 回収率 91.7%
 つどいの広場の保護者 50 人

(2) 調査結果

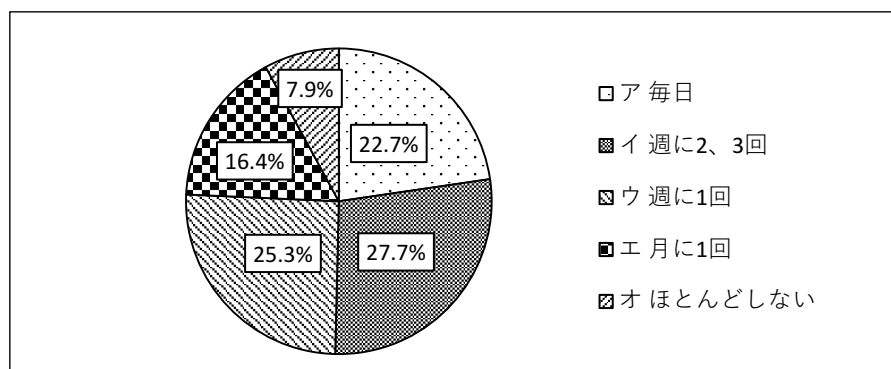
① お子様は絵本が好きですか



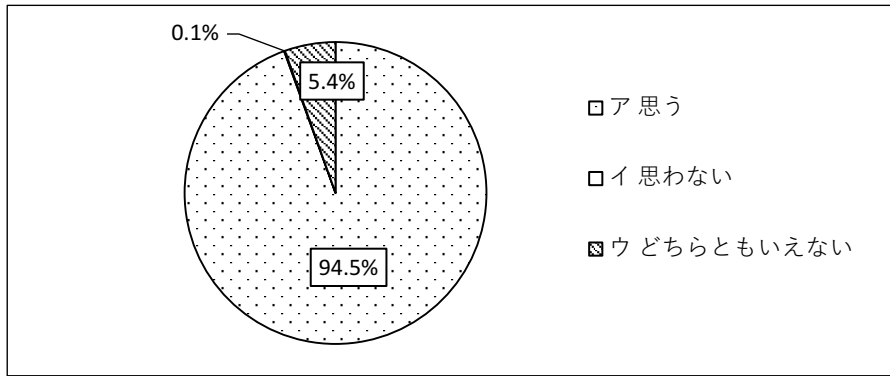
② 家族の方は読書をされますか



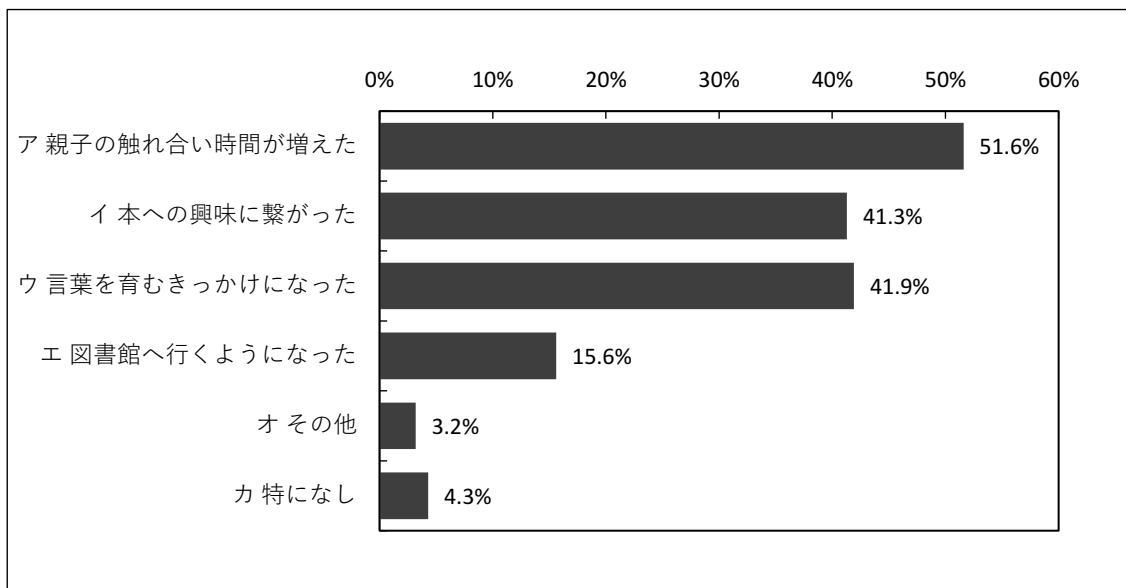
③ どのくらいお子様に読み聞かせをされますか



④ 読み聞かせはお子様にとって大切だと思いますか

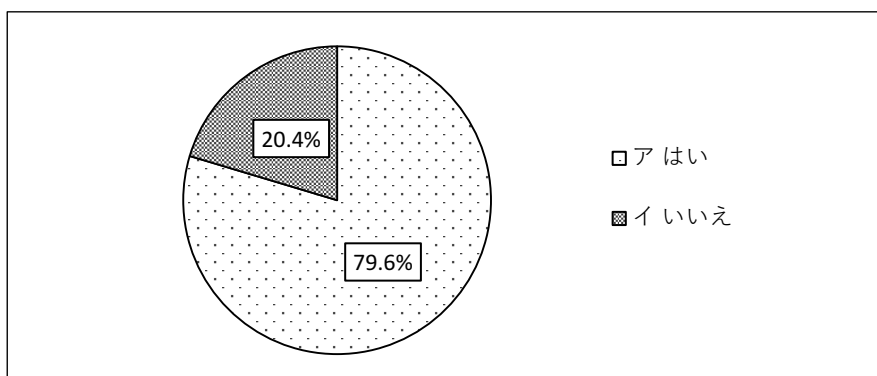


⑤ 絵本の読み聞かせの効果として実感できるものはありますか（複数回答可）



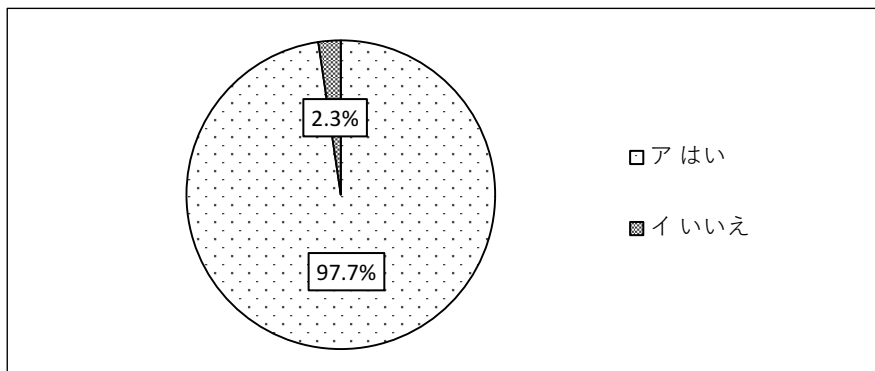
⑥ 2015年10月以降生まれのお子様がいらっしゃる方に尋ねます

■ 1歳6か月検診時に、加西市から絵本2冊をプレゼントされましたか

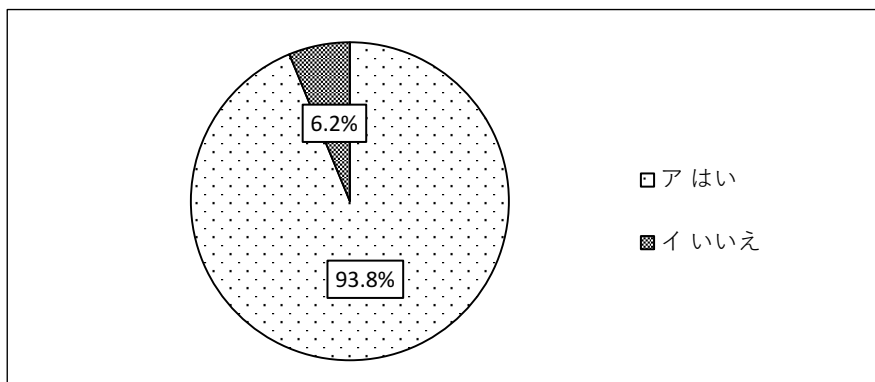


⑦ ⑥で「ア」と答えた方に尋ねます

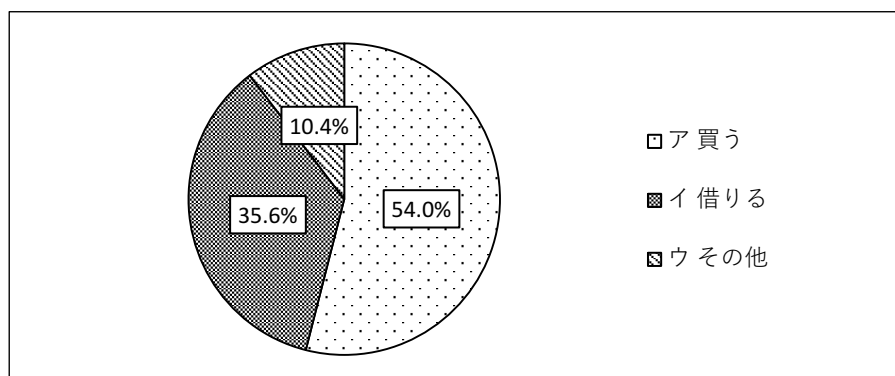
■プレゼントの本は読み聞かせされましたか



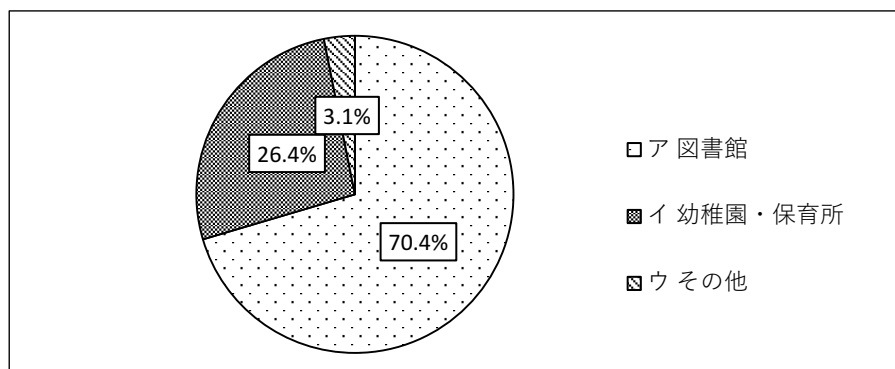
■お子様は本に興味を持ちましたか



⑧ お子様の本は主にどのようにして入手していますか

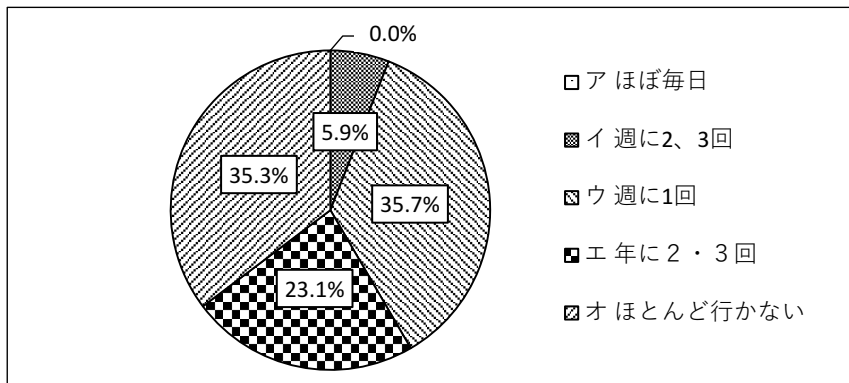


⑨ ⑧で「イ」を選んだ方に尋ねます。どこで借りていますか

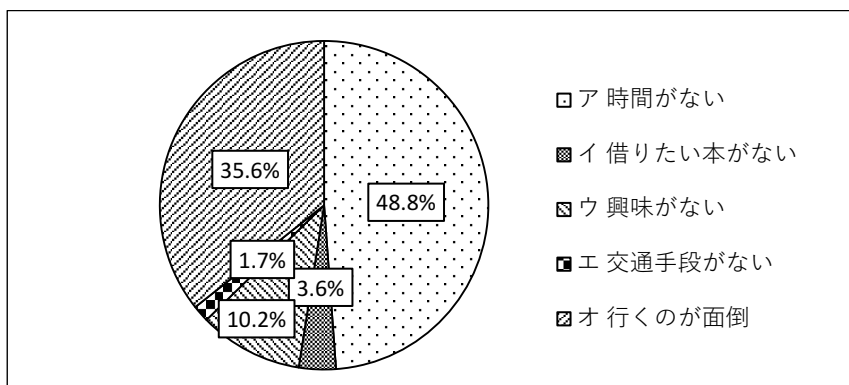


⑩ 図書館の利用について尋ねます

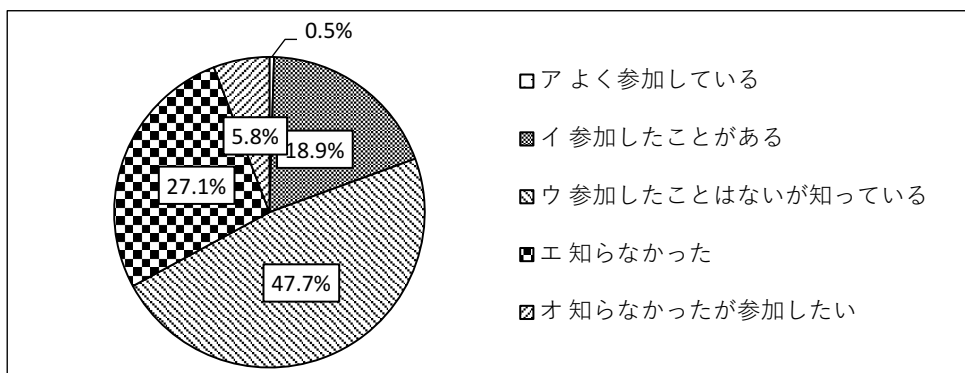
■どのくらい行きますか



■前の設問で「エ」「オ」を選んだ方に尋ねます。それはなぜですか



⑪ 加西市立図書館で毎週土曜日に開催している絵本の読み聞かせ等をご存知ですか



読書に関するアンケート調査（小・中学校）

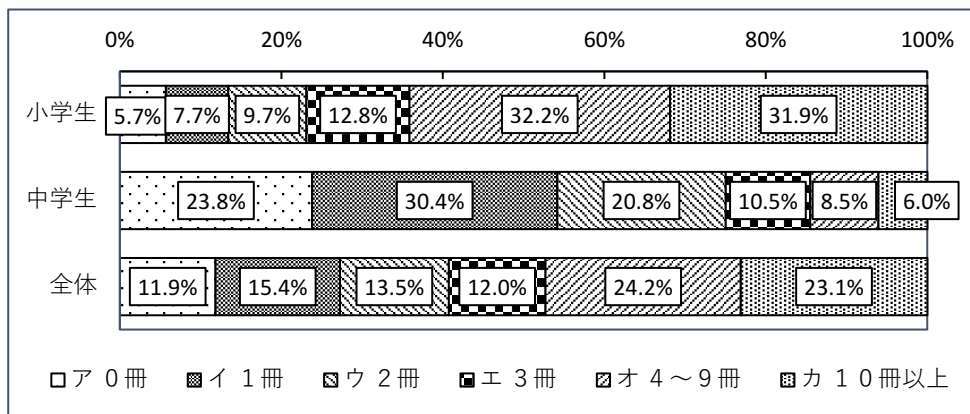
[令和元年12月実施]

(1) 調査対象及び回収状況

小学校1・2年生	610人/全体数	623人	回収率	98.0%
小学校3～6年生	1,236人/全体数	1,299人	回収率	95.2%
中学校1～3年生	944人/全体数	1,033人	回収率	91.4%

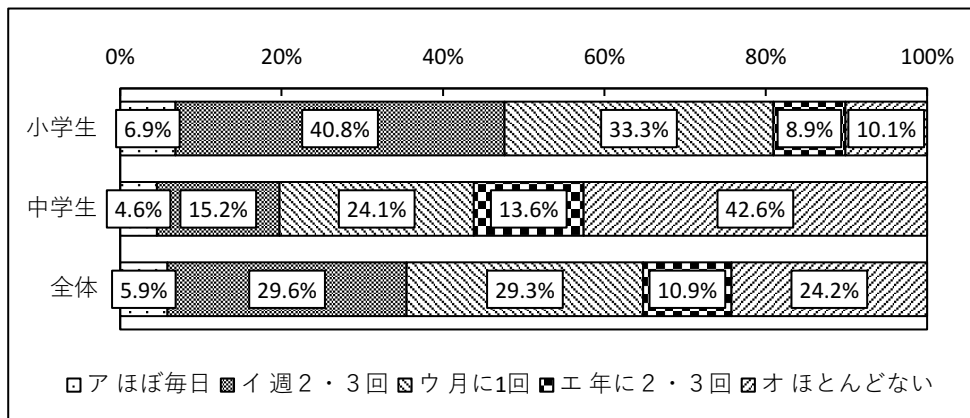
(2) 調査結果

① 1ヵ月（令和元年11月）に読んだ本の冊数

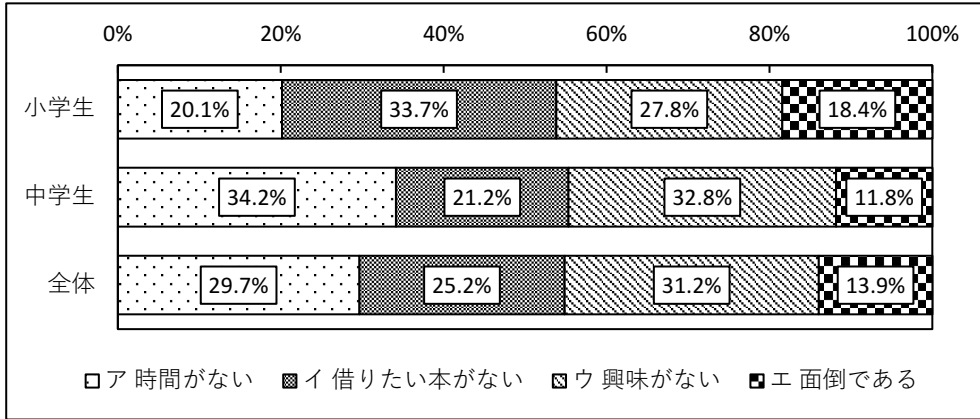


② 学校図書館の利用回数

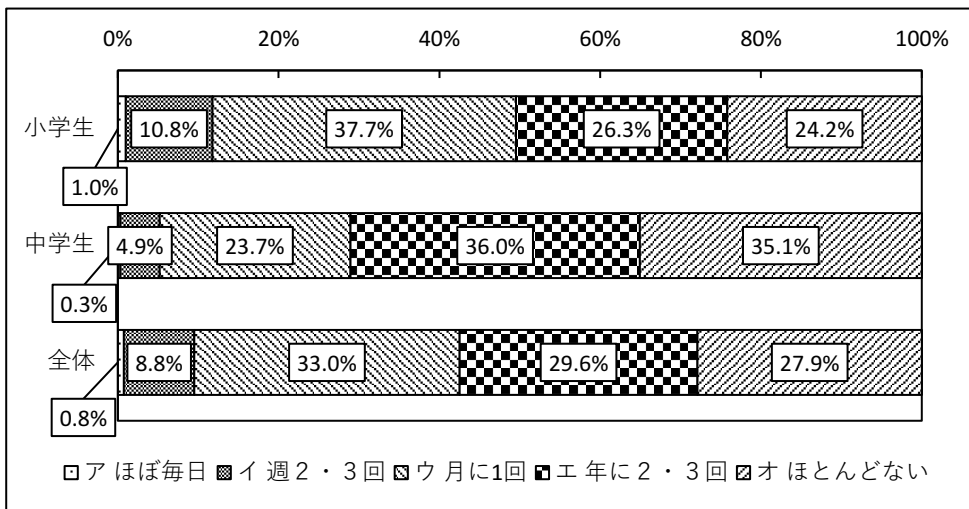
※小学1・2年生は、学校図書館を利用しない学校が多いため、集計外としています。



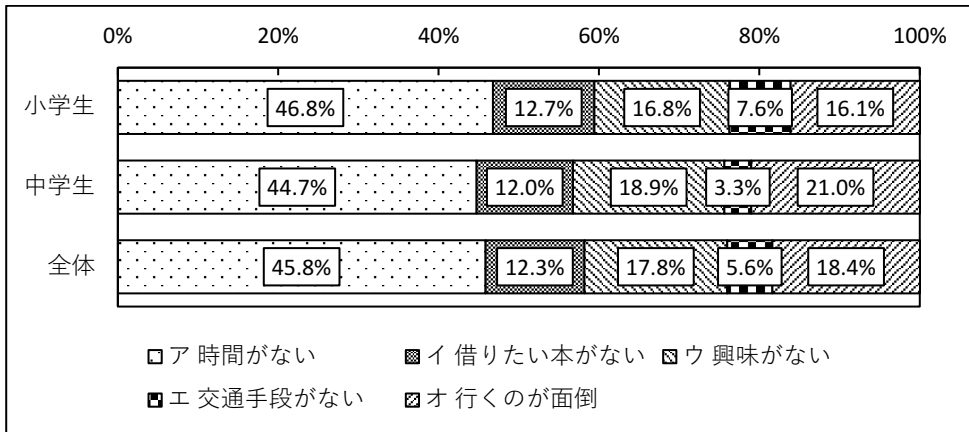
※エ・オを選択した理由



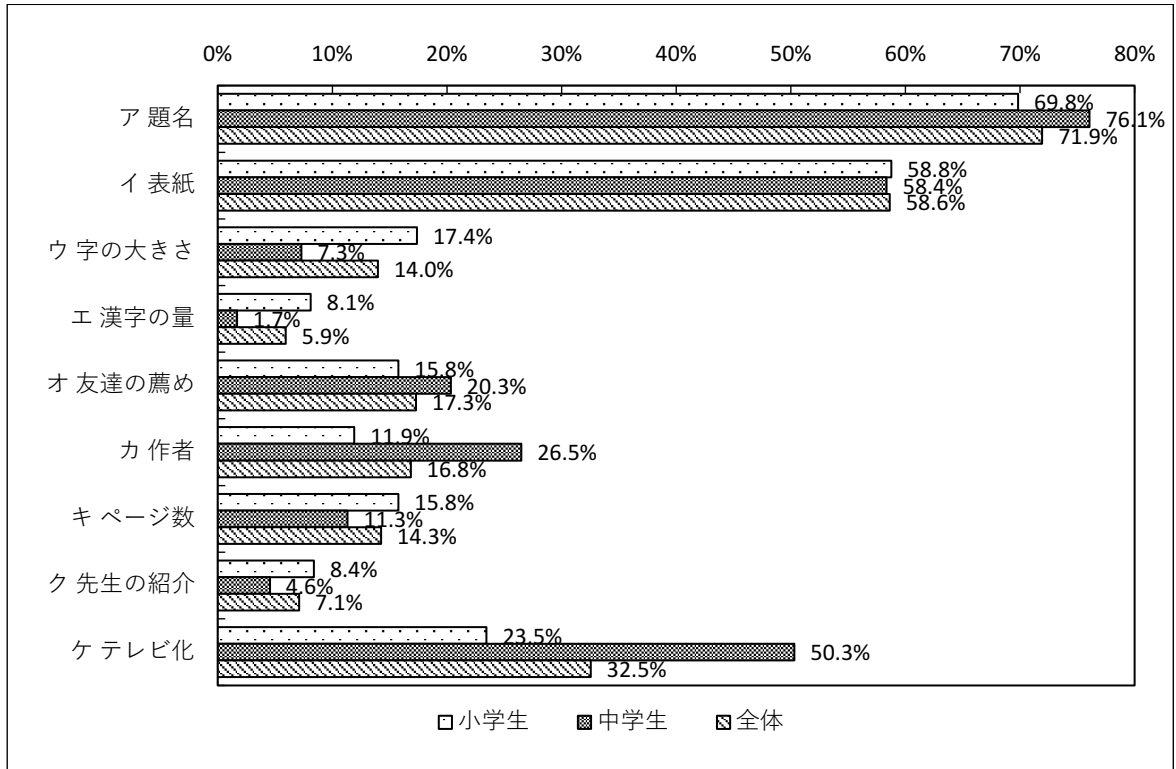
③ 公共図書館の利用回数（加西市立図書館以外の館も含みます）



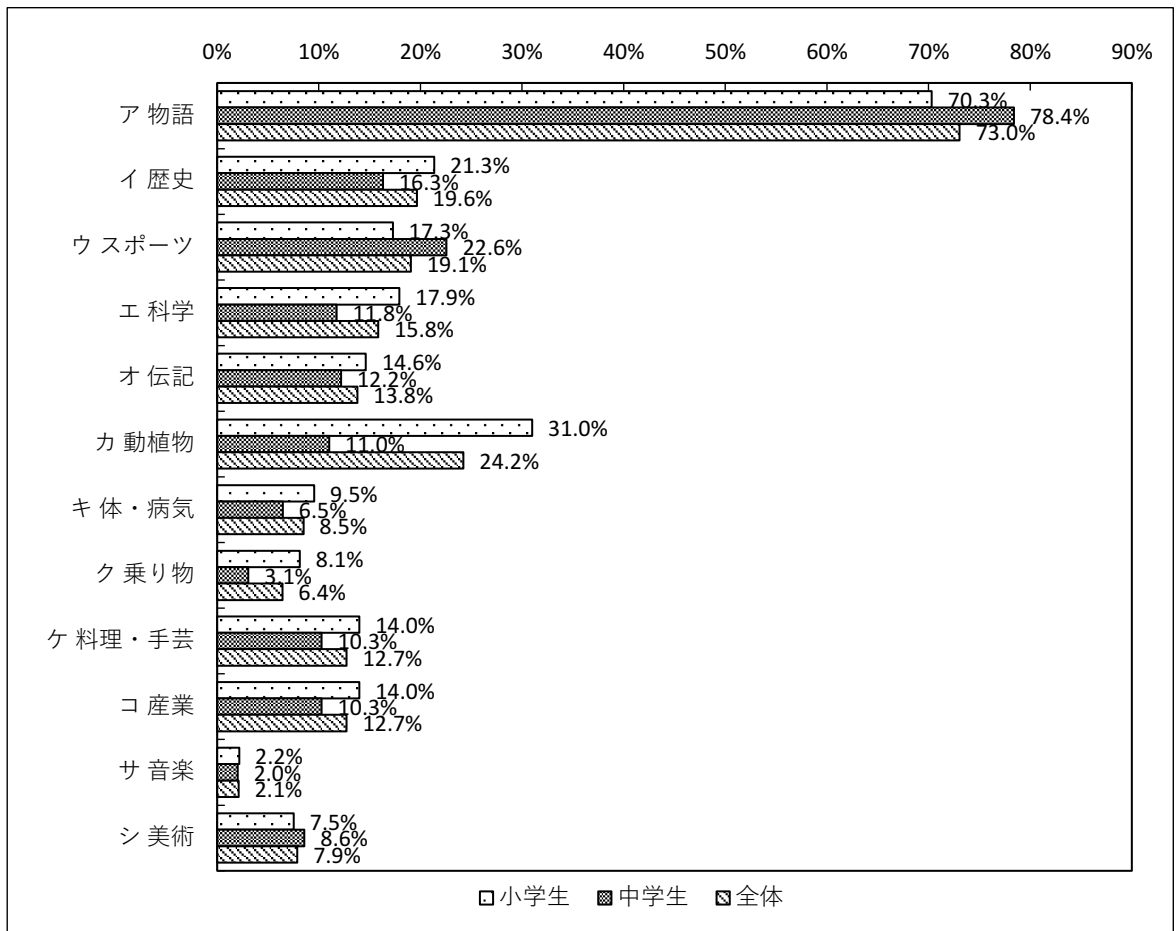
※エ・オを選択した理由



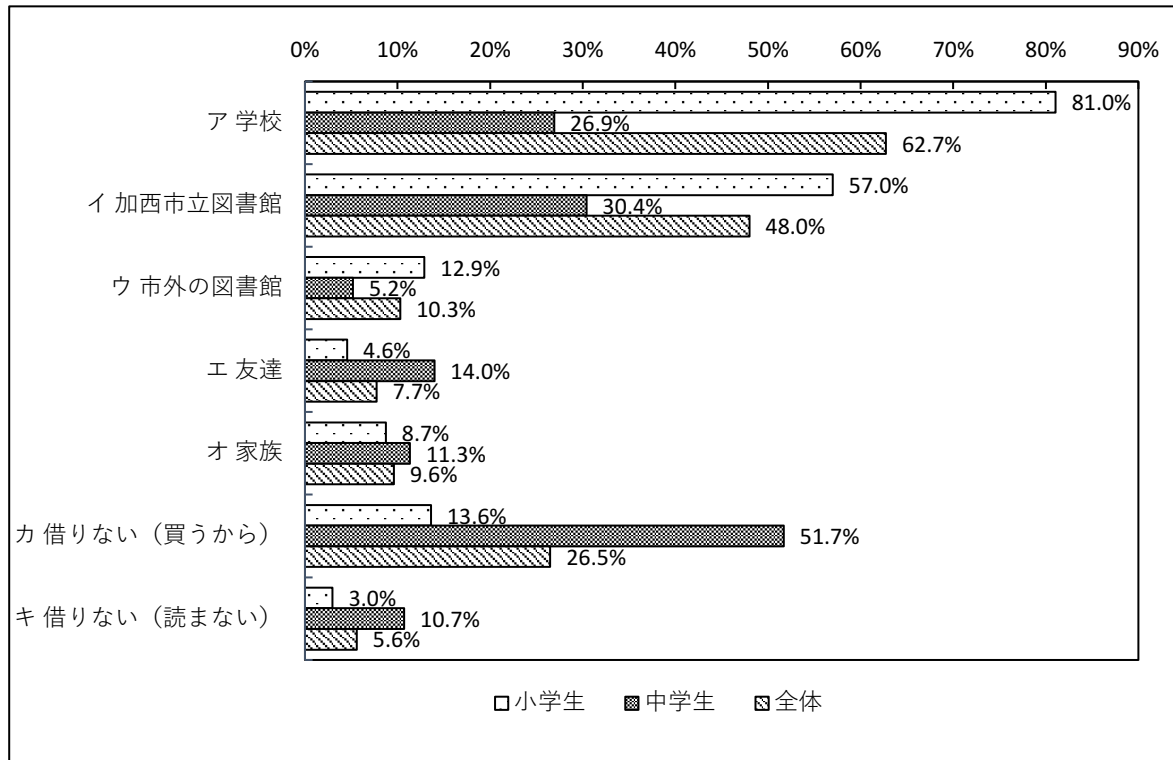
④ 本を選ぶ際のポイント（複数回答可）



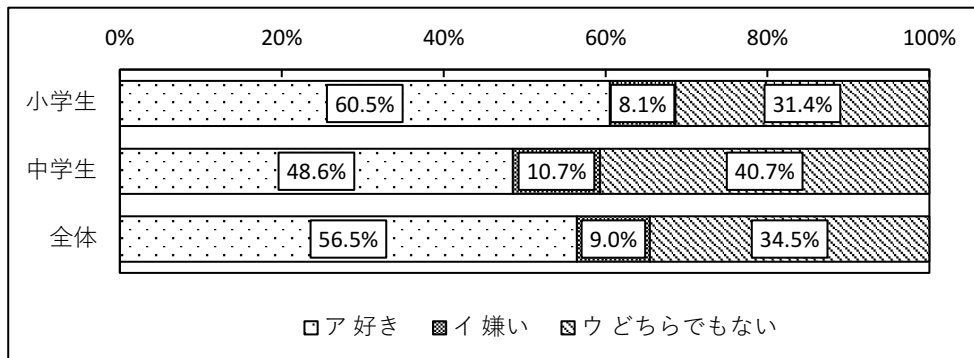
⑤ 読みたい本のジャンル（複数回答可）



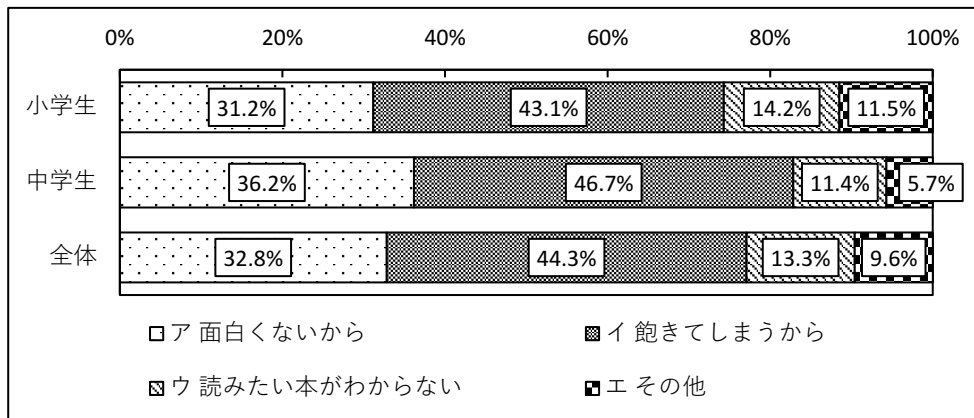
⑥ 本を借りるところ（複数回答可）



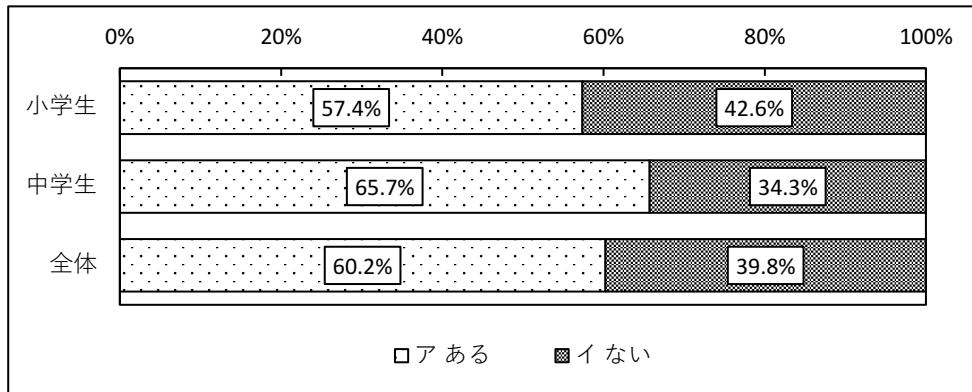
⑦ 読書が好きだ



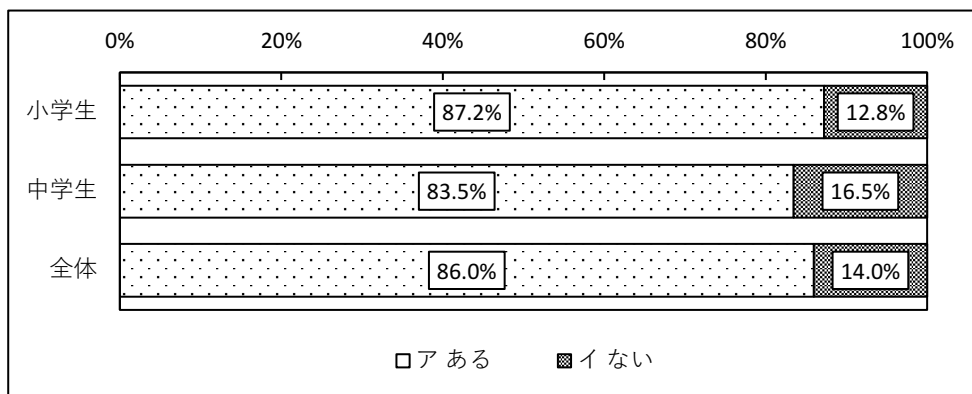
⑧ 前の設問で「イ」を選択した理由



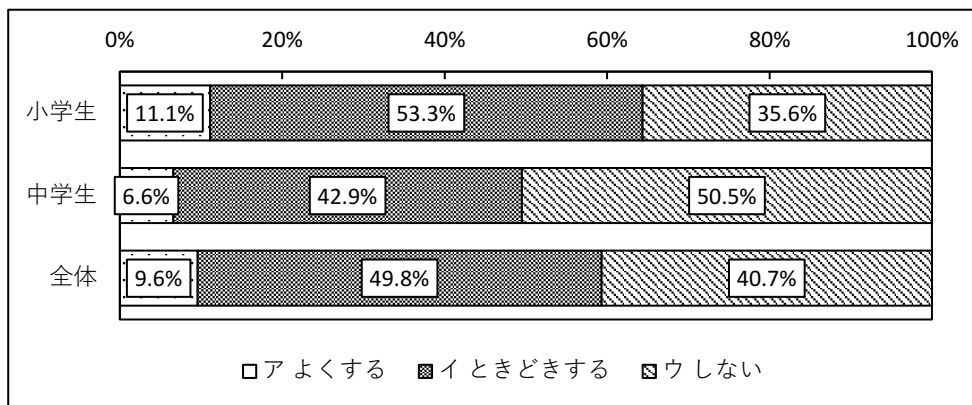
⑨ 本を読んで感動したことがある



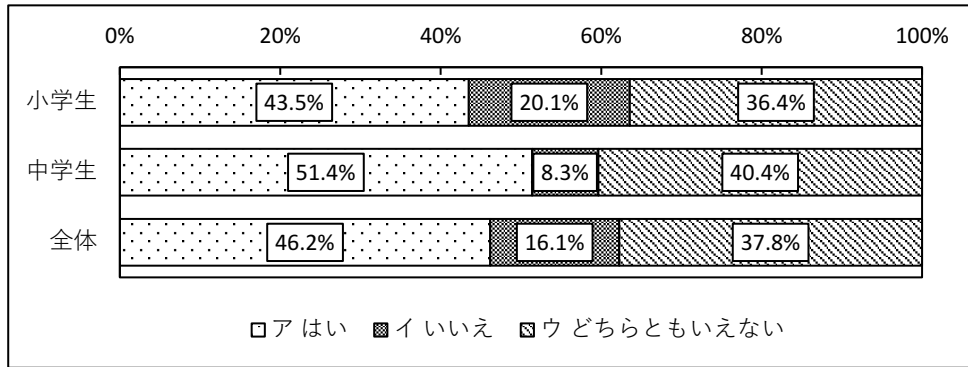
⑩ 本を読むと知らないことがわかる、新しい発見がある



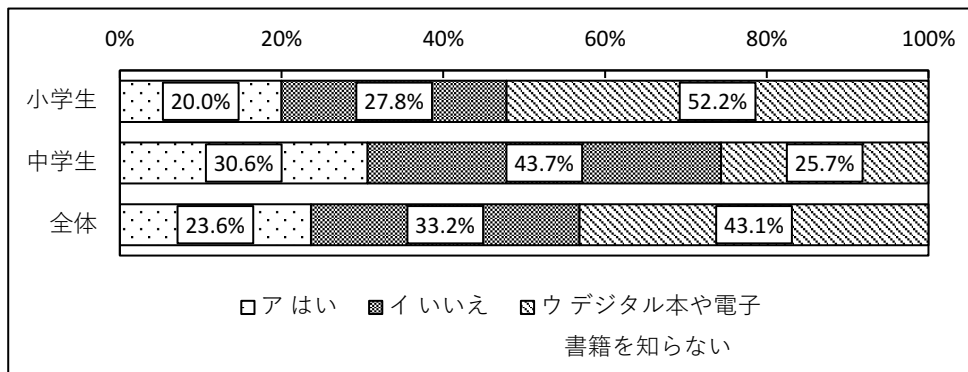
⑪ 友だちと本の話をする



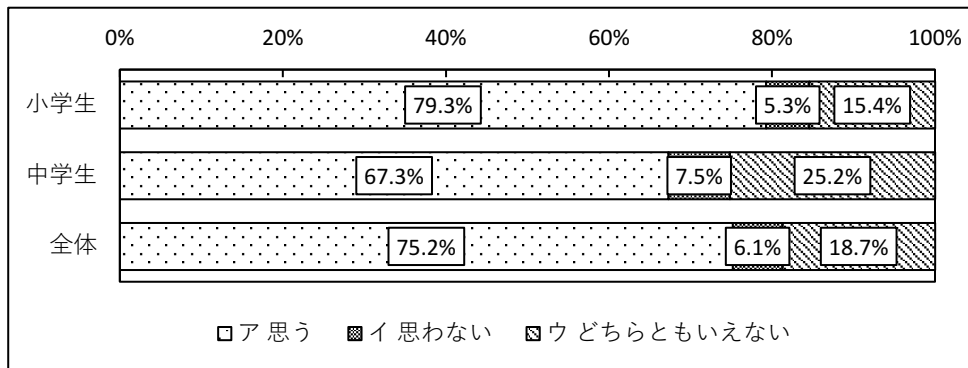
⑫ 読書よりもテレビやインターネット、人に聞く方が好きだ



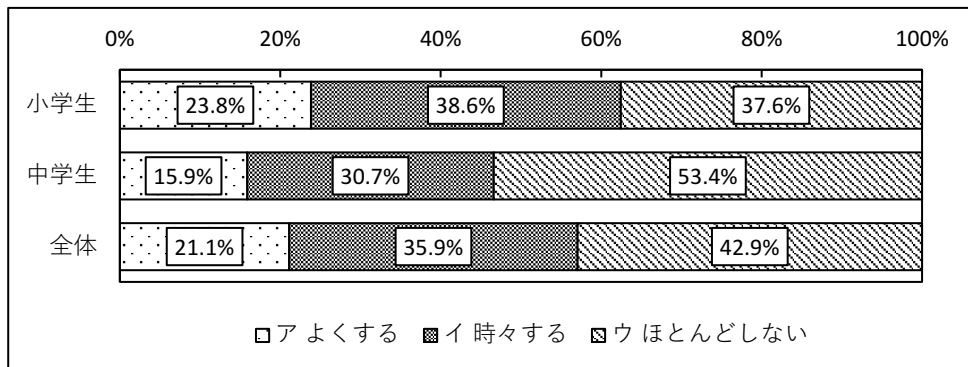
⑬ デジタル本や電子書籍に興味がある



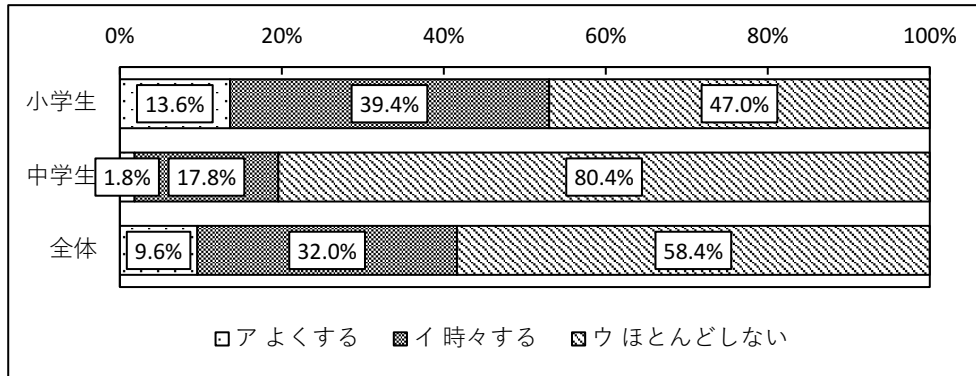
⑭ 読書は大切だと思いますか



⑮ 家族の方は読書をされますか

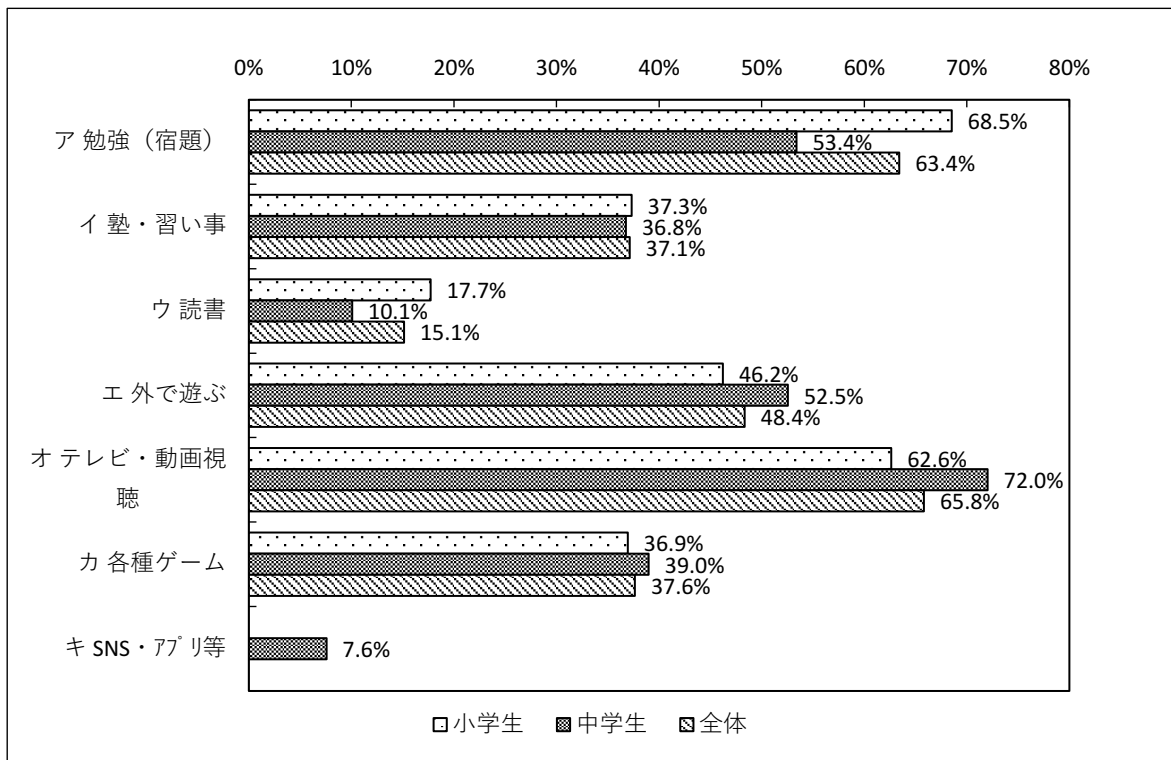


⑩ 家族と読書をしたり、本について話しますか



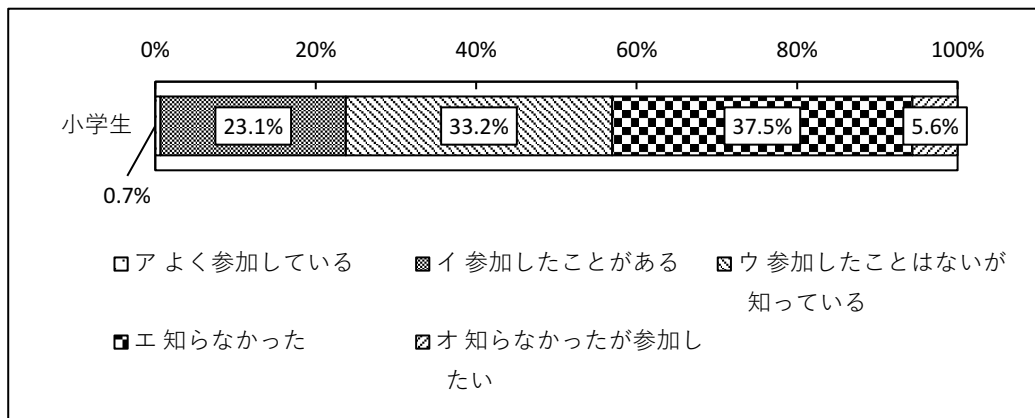
⑪ 放課後や休日、何をして過ごしていますか（複数回答可）

※回答項目「キ」の選択肢は小学生にはありません。



⑫ 加西市立図書館で毎週土曜日に開催している絵本の読み聞かせをご存知ですか

※幼保～小学校1・2年生が対象のため、小学校3年生以上は集計外としています。



子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備し

- ていくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
 - 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
 - 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
 - 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
 - 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

加西市子ども読書活動推進計画（第三次）

令和3年3月

編集発行：加西市教育委員会(加西市立図書館)

〒675-2312 兵庫県加西市北条町北条 28-1

TEL 0790-42-3722 FAX 0790-45-3133

E-mail tosho@city.kasai.lg.jp